

厚木市内部系情報システム更改業務委託に係る 技術提案書等特定委員会設置規程

(設置)

第1条 厚木市内部系情報システム更改業務委託の受注候補者を特定するため、厚木市プロポーザル方式等実施要綱（以下「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、当該業務委託に係る技術提案書特定委員会（以下「特定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 特定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要綱第7条、第8条及び第17条第1項に掲げる事項
- (2) 受注候補者及び次点候補者の特定について必要と認められる事項

(組織)

第3条 特定委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 特定委員会に委員長を置き、企画部長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から受注候補者を評価し、これを市長へ報告する日（以下「報告日」という。）までの期間とする。

(委員長等の職務等)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 特定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 特定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 特定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 特定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 特定委員会の庶務は、企画部DX推進課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、特定委員会の運営に必要な事項は、委員長が特定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和7年7月22日から施行する。

この規程は、報告日限り、その効力を失う。

別表

	職	備考
1	企画部長	委員長
2	企画部次長	委員長職務代理者
3	企画部行政経営課長	委員
4	企画部D X推進課長	委員
5	総務部職員課長	委員
6	総務部行政総務課長	委員
7	総務部契約検査課長	委員
8	総務部契約検査課工事検査担当課長	委員
9	財務部財政課長	委員
10	会計課長	委員